

別 冊

平 成 21 年 度

大阪市健全化判断比率等審査意見書

監 第 4 1 号
平成 22 年 9 月 1 日

大 阪 市 長 平 松 邦 夫 様

大阪市監査委員	木 下 吉 信
同	高 橋 諄 司
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

平成 21 年度大阪市健全化判断比率等審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条及び第 22 条の規定により、平成 21 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する書類を審査し、別紙のとおり意見を決定したので提出する。

目 次

平成 21 年度大阪市健全化判断比率等審査意見

	頁
第 1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく審査について……………	1
第 2 審 査 の 対 象……………	1
第 3 審 査 の 方 法……………	2
第 4 審 査 の 結 果……………	2
1 意 見……………	2
2 健全化判断比率の分析等……………	3
(1) 実質赤字比率について……………	3
(2) 連結実質赤字比率について……………	4
(3) 実質公債費比率について……………	5
(4) 将来負担比率について……………	6
3 資金不足比率の分析等……………	9

凡 例

- 1 文中に用いる金額は千円単位で表示し、原則として単位未満を四捨五入している。
- 2 文中に用いる比率（％）は、国の算定基準に基づいている。

(別紙)

平成 21 年度大阪市健全化判断比率等審査意見

第 1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）等の規定に基づき、市長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率並びにそれらの算定基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率及び資金不足比率を議会に報告し、かつ公表しなければならないとされている。これらの規定に基づき、監査委員として、健全化判断比率 4 指標及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査のうえ、市長に対して「健全化判断比率等審査意見」を提出するものである。

第 2 審査の対象

次表各会計等の平成 21 年度決算に基づく健全化判断比率 4 指標及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

（健全化判断比率等の対象）

区分		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
地方公共団体	一般会計	一般会計				
		土地先行取得事業会計				
		母子寡婦福祉貸付資金会計				
		心身障害者扶養共済事業会計				
		公債費会計				
	公営事業会計	駐車場事業会計				
		有料道路事業会計				
		国民健康保険事業会計				
		老人保健医療事業会計				
		介護保険事業会計				
		後期高齢者医療事業会計				
	公営企業会計	自動車運送事業会計				
		高速鉄道事業会計				
		水道事業会計				
		工業用水道事業会計				
		市民病院事業会計				
		中央卸売市場事業会計				
		港営事業会計				
		下水道事業会計				
		法適用				
		食肉市場事業会計				
		法非適用				
		市街地再開発事業会計				
	一部事務組合・広域連合					
	地方公社・第三セクター等					

第3 審査の方法

平成 21 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数については、平成 21 年度各会計決算審査と併行して審査した。また、その算定状況について関係所管局長から聴取した。

第4 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類については、いずれも適正に作成されているものと認められた。

審査意見及び健全化判断比率等の分析等は次のとおりである。

1 意 見

次表のとおり健全化判断比率 4 指標については、早期健全化基準を下回っているが、平成 22 年 2 月の「中期的な財政収支概算」では、予想を上回る景気悪化の影響により、現状のままでは実質赤字比率が平成 26 年度には早期健全化基準を、平成 27 年度には財政再生基準を超え、平成 30 年度には累積赤字額が約 2,700 億円となる見通しで、現在、収支不足額の解消を図るため、年平均 300 億円の収支改善の取組を進められているところである。しかしながら、今後、土地信託事業や特定調停団体等の財務リスクを考慮すれば、財政収支の見通しはより一層厳しさを増すものと見込まれることから、全市を挙げて、厳正な予算執行に努めることはもとより、財政の再建に向けた取組が急務となっている。

資金不足比率については、自動車運送事業会計において平成 20 年度 6.0%であったが、平成 21 年度は解消されている。しかしながら、中央卸売市場事業会計においては平成 20 年度 198.7%と、経営健全化基準（20.0%）を上回ったため、平成 21 年度に経営健全化計画を策定し経営健全化を図っているところであり、平成 21 年度は 178.8%と計画値 189.8%よりも改善されているが、引き続き当該計画に基づき経営健全化を着実に達成されたい。また、市民病院事業会計において 7.3%（平成 20 年度 8.8%）と経営健全化基準（20.0%）を下回っているものの、依然として資金不足を生じていることから、その解消に向けた取組を一層進められたい。

平成 21 年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債 費 比 率	将来負担 比 率
健全化判断 比 率	(-) -	(-) -	(10.7) 10.4	(245.7) 238.7
早期健全化 基 準	11.25	16.25	25.0	400.0
財政再生 基 準	20.00	40.00	35.0	-

(注) 1 () 内は前年度比率を、実質赤字額又は連結実質赤字額が発生していない場合は「-」を記載している。

2 連結実質赤字比率の財政再生基準については、平成 20 年度決算及び平成 21 年度決算は 40%、平成 22 年度決算は 35%とする経過措置が設けられており、平成 23 年度決算以降は 30%となる。

平成 21 年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
自動車運送事業会計	- (6.0)
高速鉄道事業会計	- (-)
水道事業会計	- (-)
工業用水道事業会計	- (-)
市民病院事業会計	7.3 (8.8)
中央卸売市場事業会計	178.8 (198.7)
港 営 事 業 会 計	- (-)
下水道事業会計	- (-)
食肉市場事業会計	- (-)
市街地再開発事業会計	- (-)
経 営 健 全 化 基 準	20.0

(注) () 内は前年度比率を、資金不足額がない場合は「-」を記載している。

2 健全化判断比率の分析等

(1) 実質赤字比率について

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

一般会計等の実質収支額は、歳入総額（純計）2,231,390,791 千円から歳出総額（純計）2,229,506,376 千円を差し引いた歳入歳出差引額 1,884,415 千円から翌年度に繰り越すべき財源 1,495,023 千円を差し引いたもので、389,392 千円の黒字となっており、平成 20 年度と同様に実質赤字額は発生していない。

審査にあたっては、実質収支額が会計間の重複を控除したうえで正確に計上されているか、また、翌年度に繰り越すべき財源が正確に計上されているかを主眼として実施した。

$$\text{(実質赤字比率)} [\text{ — }] = \frac{\text{(一般会計等実質赤字額)} [\text{ — }]}{\text{(標準財政規模)} 725,933,427 \text{ 千円}}$$

(一般会計等実質収支額及び実質赤字比率)

(単位：千円)

項 目	平成 21 年度	平成 20 年度	差引増 減
歳 入 総 額 (純 計)	2,231,390,791	2,172,186,082	59,204,709
歳 出 総 額 (純 計)	2,229,506,376	2,169,923,943	59,582,433
歳入歳出差引額 = -	1,884,415	2,262,139	377,724
翌年度に繰り越すべき財源	1,495,023	1,813,376	318,353
一般会計等実質収支額 -	389,392	448,763	59,371
標準財政規模	725,933,427	742,722,152	16,788,725
実質赤字比率	—	—	—

標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すものであり、市税等の標準税収入額等 648,941,953 千円に普通交付税等 37,225,895 千円及び臨時財政対策債発行可能額 39,765,579 千円を加えたもので、725,933,427 千円となっている。

(2) 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

連結実質収支額は、一般会計等実質収支額 389,392 千円に、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額を加え、さらに、公営企業会計の法適用及び法非適用企業の資金不足・剰余額を加えたもので、43,847,720 千円の黒字となっており、平成 20 年度と同様に連結実質赤字額は発生していない。

審査にあたっては、一般会計等の実質収支額及び公営企業会計の資金不足・剰余額が正確に計上されているかを主眼として実施した。

$$\begin{aligned} & \text{(連結実質赤字比率)} [\text{ — }] = \frac{\text{(連結実質赤字額)} [\text{ — }]}{\text{(標準財政規模)} 725,933,427 \text{ 千円}} \end{aligned}$$

(連結実質収支額及び連結実質赤字比率)

(単位 : 千円)

会 計 名		平成 21 年度	平成 20 年度	差引増 減
一般会計等		389,392	448,763	59,371
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	駐車場事業会計	0	0	0
	有料道路事業会計	0	0	0
	国民健康保険事業会計	36,632,080	36,361,489	270,591
	老人保健医療事業会計	72,413	169,820	97,407
	介護保険事業会計	481,949	4,354,697	3,872,748
	後期高齢者医療事業会計	331,105	296,612	34,493
公営企業会計	自動車運送事業会計	1,192,944	1,102,976	2,295,920
	高速鉄道事業会計	40,729,345	35,411,050	5,318,295
	水道事業会計	32,121,204	29,798,645	2,322,559
	工業用水道事業会計	3,686,125	3,301,098	385,027
	市民病院事業会計	2,413,850	2,865,358	451,508
	中央卸売市場事業会計	11,308,958	12,658,410	1,349,452
	下水道事業会計	15,198,131	15,663,437	465,306
	港湾事業会計	0	0	0
	法非適用企業 食肉市場事業会計	0	0	0
	市街地再開発事業会計	0	0	0
合 計 (連結実質収支額)		43,847,720	36,455,889	7,391,831
標準財政規模		725,933,427	742,722,152	16,788,725
連結実質赤字比率		—	—	—

(3) 実質公債費比率について

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。これは、平成 18 年 4 月に地方債制度が許可制度から協議制度へ移行したことに伴い導入された元利償還の水準を測る指標であり、実質公債費比率の過去 3 か年間の平均が 18%以上になれば、国の許可制度のもとで地方債の発行を行うことになる基準である。

平成 19 年度、平成 20 年度及び平成 21 年度の 3 か年の実質公債費比率を平均した結果、10.4%となり、早期健全化基準（25.0%）及び財政再生基準（35.0%）を下回っている。

審査にあたっては、準元利償還金が正確に計上されているか、地方債償還額に充当した都市計画税等の特定財源が正確に計上されているか、また、基準財政需要額に算入された公債費が正確に計上されているかを主眼として実施した。

(実質公債費比率)

実質公債費比率	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
	11.6%	10.7%	9.7%	10.8%
平成 20 年度実質公債費比率 (3 か年平均)	10.7%			
平成 21 年度実質公債費比率 (3 か年平均)		10.4%		

平成 21 年度の実質公債比率は次の算式のとおり算定されている。

	(117,217,040 千円 + 131,863,254 千円)		(68,763,709 千円 + 114,224,768 千円)
平成 21 年度	(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)	-	(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)
(実質公債費比率) =			
10.8%	(標準財政規模)	-	(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)
	725,933,427 千円		114,224,768 千円

地方債の元利償還金は、一般会計等の公債費の元利償還額である。

準元利償還金は、一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還の財源に充てたと認められるものなどである。

特定財源は、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税及び地方債償還額に充当した住宅使用料等である。

元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額とは、普通交付税の算定基礎に算入された元利償還金及び準元利償還金である。

(4) 将来負担比率について

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

将来負担額 4,137,339,853 千円から充当可能財源等 2,676,885,439 千円を差し引いたものを、標準財政規模 725,933,427 千円から普通交付税に算入される公債費の額 114,224,768 千円を差し引いたもので除した結果、将来負担比率は、238.7%と平成 20 年度 (245.7%) より 7.0 ポイント改善し、平成 20 年度と同様に早期健全化基準 (400.0%) を下回っている。

審査にあたっては、債務負担行為に基づく支出予定額については、既に地方公共団体の支出の原因となる行為の履行が完了し、支出額が確定しているものとなっているか、公営企業債等繰入見込額については、一般会計等負担額が正確に計上されているか、設立法人の負債額等負担見込額については、損失補償債務の算入率が財務状況に応じ適正に選択されているか、また、都市計画税等充当可能特定歳入が正確に計上されているかを主眼として実施した。

	4,137,339,853 千円		2,676,885,439 千円
	(将来 負 担 額)	-	(充当可能財源等)
(将来負担比率) 238.7% =			
	(標準財政規模)	-	(元利償還金・準元利償還金に 係る標準財政需要額算入額)
	725,933,427 千円		114,224,768 千円

将来負担額は、一般会計等の地方債の現在高 3,093,128,780 千円に、債務負担行為に基づく支出予定額 29,688,314 千円、公営企業債等繰入見込額 684,099,702 千円、退職手当負担見込額 249,998,249 千円を加え、さらに、本市の設立した法人の負債額等負担見込額 80,424,808 千円 (地方道路公社 20,661,151 千円、第三セクター等 59,763,657 千円) を加えたものであり、4,137,339,853 千円となる。

(将来負担額)

(単位：千円)

項 目	平成 21 年度	平成 20 年度	差引増 減
地方債の現在高	3,093,128,780	3,102,203,463	9,074,683
債務負担行為に基づく支出予定額	29,688,314	34,978,510	5,290,196
公営企業債等繰入見込額	684,099,702	700,359,889	16,260,187
組合等負担等見込額	0	0	0
退職手当負担見込額	249,998,249	255,832,928	5,834,679
設立法人の負債額等負担見込額	80,424,808	129,267,148	48,842,340
地方道路公社	20,661,151	26,104,125	5,442,974
土地開発公社	0	0	0
第三セクター等	59,763,657	103,163,023	43,399,366
連結実質赤字額	0	0	0
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
合計(将来負担額)	4,137,339,853	4,222,641,938	85,302,085

なお、将来負担額のうち、第三セクター等の負債額等負担見込額 59,763,657 千円は、第三セクター等 46,724,518 千円と公的信用保証 13,003,890 千円等からなり、それらの内訳は次表のとおりとなる。

(第三セクター等の負債額等負担見込額内訳)

(単位：千円)

項 目	平成 21 年度			平成 20 年度		差引増 減
	損失補償付 債 務	算入率 (%)	負債額等負担見込額			
第三セクター等						
株式会社湊町開発センター	5,896,000	100	5,896,000	6,141,667	245,667	
アジア太平洋トレードセンター株式会社	29,613,044	100	29,613,044	31,266,578	1,653,534	
大阪市街地開発株式会社	6,417,377	10	641,738	675,300	33,562	
クリスタ長堀株式会社	9,372,000	100	9,372,000	9,553,600	181,600	
財団法人大阪港埠頭公社	12,017,360	10	1,201,736	1,299,242	97,506	
株式会社大阪ワールドトレードセンタービルディング	—	—	—	49,422,740	皆減	
財団法人大阪市教育振興公社	—	—	—	1,215,369	皆減	
計	63,315,781		46,724,518	99,574,496	52,849,978	
公的信用保証						
大阪市信用保証協会			13,003,890	3,588,527	9,415,363	
制度融資等						
ベンチャー企業創出支援融資			35,249	0	35,249	
都市再開発融資			0	0	0	
合 計			59,763,657	103,163,023	43,399,366	

第三セクター等の算入率とは、平成 21 年度財務諸表（経常損益、資産超過、債務超過状況）及び外形事象（元利支払、追加支援、法的整理状況）の評価による債務区分に応じた損失補償付債務額の一般会計等負担見込額への算入割合である。

債務区分及び算入率については、「A 評価：正常償還見込債務（10%以上）」「B 評価：地方団体要関与債務（30%以上）」「C 評価：地方団体要支援債務（50%以上）」「D 評価：地方団体実質管理債務（70%以上）」「E 評価：地方団体実質負担債務（90%以上）」とされている。

大阪市街地開発株式会社及び財団法人大阪港埠頭公社については、A 評価とし 10%が算入されている。

株式会社湊町開発センター、アジア太平洋トレードセンター株式会社及びクリスタ長堀株式会社については、特定調停が成立していることから、外形事象においてすべて E 評価であるが、本市においては全額が算入されている。

公的信用保証とは、本市の制度融資において代位弁済によって受ける大阪市信用保証協会の損失の一部に対する補助の負担見込額である。

制度融資等とは、本市の制度融資において金融機関等が受ける損失の一部を補償している債務の負担見込額である。

充当可能財源等は、充当可能基金 433,650,268 千円（公債償還基金 305,115,160 千円、運用基金 4,545,865 千円、特定目的基金 123,989,243 千円）に充当可能特定歳入 889,781,472 千円（都市計画税 602,606,149 千円、地方債を財源とする貸付金の償還金 32,076,532 千円、住宅使用料 223,341,745 千円等）及び元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額 1,353,453,699 千円を加えたもので、2,676,885,439 千円となる。

（充当可能財源等）

（単位：千円）

項 目	平成 21 年度	平成 20 年度	差引増 減
充当可能基金	433,650,268	431,943,756	1,706,512
充当可能特定歳入	889,781,472	901,478,320	11,696,848
基準財政需要額算入見込額	1,353,453,699	1,354,487,031	1,033,332
計（充当可能財源等）	2,676,885,439	2,687,909,107	11,023,668

（将来負担比率）

項 目	平成 21 年度	平成 20 年度	差引増 減
将来負担比率	238.7%	245.7%	7.0

3 資金不足比率の分析等

資金不足比率とは、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額のそれぞれの事業規模に対する比率である。

資金不足比率は、次の算式により算定されている。

$$\text{（資金不足比率）} = \frac{\text{（資金の不足額）}}{\text{（事業の規模）}}$$

○資金の不足額

法適用企業 （流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした
地方債の現在高 - 流動資産） - 解消可能資金不足額

法非適用企業 （繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の
財源に充てるために起こした地方債の現在高） - 解消可能資金不足額

(注) 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

○事業の規模

法適用企業 営業収益の額 - 受託工事収益の額

法非適用企業 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

公営企業会計において、資金不足額が発生しているのは、市民病院事業会計及び中央卸売市場事業会計の2会計であり、そのうち中央卸売市場事業会計は平成20年度において資金不足比率が経営健全化基準（20.0%）を上回ったため、経営健全化計画を策定し、当該計画に基づき経営健全化を図っているところである。

審査にあたっては、資金不足・剰余額及び事業の規模の額が正確に計上されているかを主眼として実施した。

各公営企業会計の状況等は次のとおりである。

(各公営企業会計の状況)

(単位：千円)

項 目			平成 21 年度	平成 20 年度	差引増 減
法 適 用 企 業	自動車運送事業会計	資金不足額	-	1,102,976	1,102,976
		事業の規模	13,096,298	18,311,980	5,215,682
		資金不足比率	-	6.0%	皆減
	高速鉄道事業会計	資金不足額	-	-	-
		事業の規模	152,872,707	155,684,024	2,811,317
		資金不足比率	-	-	-
	水道事業会計	資金不足額	-	-	-
		事業の規模	64,279,678	67,618,746	3,339,068
		資金不足比率	-	-	-
	工業用水道事業会計	資金不足額	-	-	-
		事業の規模	1,710,044	1,880,288	170,244
		資金不足比率	-	-	-
	市民病院事業会計	資金不足額	2,413,850	2,865,358	451,508
		事業の規模	32,948,418	32,330,421	617,997
		資金不足比率	7.3%	8.8%	1.5%
	中央卸売市場事業会計	資金不足額	11,308,958	12,658,410	1,349,452
		事業の規模	6,322,361	6,367,441	45,080
		資金不足比率	178.8%	198.7%	19.9%
	下水道事業会計	資金不足額	-	-	-
		事業の規模	41,864,470	44,386,773	2,522,303
		資金不足比率	-	-	-
	宅地造成 港営事業会計	資金不足額	-	-	-
		事業の規模	11,822,219	15,395,110	3,572,891
		資金不足比率	-	-	-
法 非 適 用 企 業	食肉市場事業会計	資金不足額	-	-	-
		事業の規模	868,457	890,673	22,216
		資金不足比率	-	-	-
	宅地造成 市街地再開発事業会計	資金不足額	-	-	-
		事業の規模	1,369,064	1,314,898	54,166
		資金不足比率	-	-	-

(注) 資金不足比率の算定においては、資金不足額を正の値として算定する。

(中央卸売市場事業会計

経営健全化計画における各年度ごとの資金不足比率の見通しと実績)

(単位：%)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
見通し	—	189.8	164.4	137.5	116.2	92.8	68.7	32.0	—
実績	198.7	178.8							